

支部ニュース

2012年6月 No. 463

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

- 自衛隊レンジャーの市街地訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・内藤 功
- 地域に根ざす南部法律事務所のとりのくみ
 - ※「橋下問題と改憲」(仮)・・・・・・・・・・・・・・・・・・長尾詩子
 - ※「捨てられるのはあなたの声」～民意を反映する国会を守ろう！！～・・・・・・・・畑田真希子
- 再び「先生」の呼称について・・・・・・・・・・・・・・・・・・鶴見祐策
- 彦坂先輩へのお返事・・・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
- 第26回憲法フェスティバル大成功・・・・・・・・・・・・・・・・・・並木陽介
- 新宿駅東口での定例宣伝に参加しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・本田伊孝
- 憲法を日本のチカラに！東京の九条の会・大交流会のご案内・・・・・・・・島田修一
- 『「救援ひろば2012」みんなで交流！
みんなで知ろう！いまこそ国民救援会！』のお知らせ
- 支部創立40周年にむけて
 - ※支部創立40周年企画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
 - ※創立40周年を迎えた自由法曹団東京支部へメッセージ
新日本スポーツ連盟東京都連盟・・・・・・・・・・・・・・・・・・萩原純一
- 社会的弱者の立場に立ち、社会的弱者のために活動する～新人紹介・・・・・・・・樋谷賢一
- 事務所紹介～渋谷共同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・牧戸美佳
- 三多摩幹事会のご案内
- サマーセミナーの予告
- 幹事会議事録
- 日誌

自衛隊レンジャーの市街地訓練

東京本郷合同法律事務所 内藤 功

■陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊（練馬駐屯地）は、4月8日付文書で、板橋区、練馬区に対して、レンジャーの市街地訓練（行進）を実施する旨、通知してきた。6月12日（火）午前8時半から12時にかけて、富士山周辺からヘリコプターで飛来し、板橋区の荒川河川敷戸田緑地に着陸し、市街地を行進して、練馬の駐屯地に向かう。隊員は銃剣を携帯、40キロの背のう、迷彩服に、顔の迷彩を施し、異様な風体の武装行進である。30人の隊員（被教育者）に対して、富士演習場等で、3月中旬以降3ヵ月間の「レンジャー訓練」を実施し、その延長線が、この行進である。陸上自衛隊のレンジャーとは、「友軍の主力と離れ、敵の後背又は敵中深く、挺身、潜入、潜伏し、地形、天候、補給等極めて困難な状況下で、襲撃、伏撃、爆破等の多様な戦闘任務を完遂する」要員をいう。RANGERとは、「歩き回る人」。転じて「国有林警備員」から、「特殊作戦部隊員」となったといわれる。自衛隊のモデルの一つとされる米陸軍の第75レンジャー連隊は、敵地で5日間にわたる単独行動を任務とする。

■陸上自衛隊の、レンジャー訓練には、富士学校（静岡県駿東郡小山町）の幹部対象の「幹部レンジャー」、第1空挺団（習志野）の「空挺レンジャー」があるが、今回の訓練は、それと別の普通科連隊レベルの「部隊集合教育」という9週間コース。前期の基礎訓練と、後期の行動訓練に分かれる。前期の基礎訓練は、地図判読（昼夜を通し進行方向維持、目標到達）、格闘（敵歩哨、巡察員を隠密処理）、破壊（爆薬を用い、戦車、車両、火砲、橋、道路を破壊）、水路潜入、空路潜入、山地潜入、通信、生存自活（現地動植物の捕獲、採取、識別、調理）である。続く後期の行動訓練は、前期の基礎訓練を、応用・総合する実戦さながらの訓練で、最後に四夜五日にわたり、教官・助教により編成された「仮設敵部隊」と交戦する。逐次、睡眠と食糧を減少させ、最終の2日間は、水筒の水キャップ10杯のみ。睡眠も食糧も与えず、降雨中でも、標高2千メートルの山地を登り、ゴムボートを漕ぎ、樹海内を移動するなど、体力気力の限界を自覚させる。途中で倒れる者続出。救急車で後送される者も出る。過去に死傷者も出ていると思われる。今回の市街地行軍は、それが終わった直後の文字通り最終段階に位置付けられている。

■こういう殺傷、破壊、爆破、生き残りの訓練で、生死の極限をさまよった直後の隊員が、銃剣を持って、迷彩を施して、市民生活の場に入り込んでくる。その精神と肉体の状態で、市街地を歩かせることが、いかに異常で危険なことか。通学、通勤の人々に与える恐怖。進路に当たる商店街の営業、学校、保育園、高齢者施設など、教育・子育て、住民の生活環境への影響被害は重大である。これは、住民の平和的生存権の侵害である。主権者として堂々と中止を求めて闘うのは当然の権利である（イラク派兵訴訟の名古屋高裁2008・4・17判決を活用すべき）。いま自衛隊について多様な認識があっても一致点は「自衛官に人殺しの訓練をさせるな。人の命を救う仕事に専念させよ」の願いではないか。首都東京は、旧軍の時代、軍中央の機関、部隊、学校、工場、病院、演習場が集中した文字どおりの「軍都」であった。市街地を軍人が横行闊歩し、武装部隊が行軍するのは、日常のことであった。しかし、憲法9条の下、大空襲の惨禍を体験した住民の平和の願い、そして、砂川闘争、北区王子野戦病院闘争、1960年の安保闘争で

発揮した力は、革新都政の実現とあいまって、ここ40年来、自衛隊の市街地行軍を許さなかった。今回の運動の展開は、東京の底力を発揮する貴重な第一歩となるだろう。

(2012・6・4記)

地域に根ざす南部法律事務所のとりにくみ

「橋下問題と改憲」(仮)

東京南部法律事務所 長尾 詩子

大田区在住・在勤の弁護士の「弁護士9条の会・おおた」は、2005年の結成以来、大田区内の市民向けに、様々な憲法企画を扱ってきました。

小森陽一さんと郡山総一郎さんによる結成記念講演会(400名参加)の後も、水島朝穂さん、後藤道夫さん・湯浅誠さん、品川正治さん、谷山博史さん、河添誠さん、川口創さん、豊下櫛彦さん、島本慈子さん、太田昌克さん、山田朗さんと様々な方をお招きして、その時々憲法問題について語ってきていただきました。

大田区内では、弁護士9条の会・おおたの企画にはハズレはないと噂されるほどです。さて、この「弁護士9条の会・おおた」が、次は橋下問題を取り上げます。

区外からも多数のご参加をお待ちしております。

日時 : 7月27日 午後6時15分開場 午後6時30分開会

場所 : 大田区産業プラザPIO6階D会議室

テーマ : 「橋下問題と改憲」(仮)

講師 : 小沢隆一さん(東京慈恵医科大学教授)

「捨てられるのはあなたの声」

～民意を反映する国会を守ろう！！～

東京南部法律事務所 事務局 畑田 真希子

3月23日大田区消費者生活センター大集会室にて、「衆院比例定数削減阻止！！緊急学習会決起集会」を行いましたのでそのご報告です。東京南部法律事務所が主催、大田憲法会議、憲法改悪反対大田区共同センターの共催で、講師は団事務局次長でもある当事務所の芝田佳宜弁護士でした。

なかなか地域からの学習会要請もあがらない事情をふまえて、待つばかりでないで、こっちでやっちゃおう！と事務所会議で盛り上がり、急遽空いている会場(しかしベストの会場が空いていました)を押さえ、1ヶ月後の開催となりました。

事務所では新人の黒澤有紀子弁護士の地域あいさつ周りを兼ねて、団の「ノダリーフ」を持って、久々の地域オルグに出ました。長尾詩子弁護士と黒澤有紀子弁護士が大雪の中、朝10時～夕方6時まで区内をくまなくまわりました。

短い期間の宣伝にも関わらず、25団体、57名もの参加がありました。これは大田区内の主

な労組・民主団体を網羅したといえる数でした。やはり、電話や手紙だけではなく、相手先へ足を運んで訴えるという決めの細かなんでオルグの成果だったと思います。

講演は1時間程で、その後質疑応答の時間を設けました。講演内容は、衆院比例定数削減とは？という基本的な説明から始まり、比例定数削減問題の問題点と本質についてや情勢についての話でした。

会場発言やアンケートからは、「年間国会議員1人に7000万円の税金が使われていることに怒りがわく。」「世界最高額の日本の政党助成金320億円は、議員が減っても助成金の額が変わらないことがおかしい。」「非正規労働者は年収200万円代なのに、政党助成金なんていらない。」「80名の議員を減らすのではなく、政党助成金をなくすことが必要だ。」「もっと国民の立場に立つ党が増える事が、国民の声を国会に届けることだと思う。」「議員定数は削減しても良いと言う、マスコミの論調に流されてました。このような学習会に出てみないと、本質についてわからなかった。」「政党助成金をもらい、企業団体献金をもらっている党は、二重取りだ。」「議員の多い国は福祉が充実している。」「定数が削減されると私たちの生活にどう影響するのか?」「この運動をもっと広げるために、どうすればよいか?」などなど沢山の意見や感想が出されました。これらの質問を含めた意見や感想のひとつひとつに講師がコメントし、そのことで学習会がより深まったと思います。

私も国会議員1人당りに7000万円の税金が必要と聞くと、定数削減した方がいいのでは?と単純に思っていました。国民の声を消し去ると言う事を聞き、これ以上国民の声が届かなければ、悪政に拍車がかかってしまうと感じました。しかも、政党助成金を削減すれば、年間320億円もの削減が出来ると聞き、国会議員を減らすより経済効果が高いじゃん!と痛感しました。

衆議院の比例定数削減をさせないために、これからも事務所として取り組んで行きたいと思えます。



再び「先生」の呼称について

第一法律事務所 鶴見 祐策

2年ほど前に団通信に「先生をやめないか」と提言したことがある。総会や5月集会などで団員のお互いを「先生」と呼びあう場面に遭遇する度に心穏やかではない。わが業界では相手を「先生」の尊称で呼ぶのが通常のようなのだが、私自身は、弁護士登録の当初から違和感を禁じ得なかった。だから所属会派の集まりに初めて参加したところ、ある先輩から「ここでは『先生』と呼ばない。先輩後輩の別なく『君』である」との説明を受けて大いに共感した覚えがある（残念ながら今は必ずしも継承されていない）。若輩でも依頼者からも「先生」呼ばわりされる。相手が人生の先輩だけに心落ち着かない。本当に学ぶべきは自分の方なのだ。

そこで我が団のことだが、団主催の集会では事務局や団外の人たちも多数が参加している。発言者の呼称を使いわけの理由がない。だから「先生をやめよう」というわけだ。この提言には賛意が寄せられる半面で「こだわることはない」という意見もあり得よう。なにしろ私も含めて使い馴らされてしまっているからだ。それでも敢えてこだわりたい。

「先生」とは「先に生まれた」意味と思うが、これを「先ず生きてる」と混ぜ返す人もいる。相手弁護士の名前を忘れたときに「先生」は便利という説もあった。なるほどと思う。

「先生」は尊称であるが、呼んだ相手から尊敬されているとは限らない。人を揶揄するときにも使われる。「先生と言われるほどのバカでなし」ともいう。しかし、人との間に垣根を作る呼称であることも間違いない。

そこで再び提言であるが、少なくとも団内では「先生」と呼び合うのはやめたらどうか。大先輩でも新人でも「さん」の呼称で十分ではないか。

ちなみに先日、大先輩の竹澤哲夫弁護士を悼むことばを支部ニュースに載せてもらった。敬意をこめて「竹澤さん」としたのはその故である（なお本文で竹澤さんの日弁連人権委員長就任を81年としたのは79年の誤りであった。この機会をかりて訂正させていただきたい）。

お互いに心掛けたいと思うが、どうであろうか。



彦坂先輩へのお返事

代々木総合法律事務所 横山 聡

1 お詫びの言葉と彦坂先輩とのこと（鶴見さんの原稿を踏まえ「先生」はやめています。）

彦坂さん、ご無沙汰しております。彦坂さんが体をお悪くしているとは存じませんで、大変勝手なお願いを失礼な形でしてしまいましたことは、誠に申し訳ありませんでした。事務局長として深くお詫び申し上げます。

彦坂さんは覚えていらっしゃるかもしれませんが、私が常磐じん肺での和解の時であったかと思いますが、まだ修習生にもなっていない時に、故長谷川史美先生に連れられて仙台の裁判所に行った時に、先生は「お一、横山君の息子さんか」と声をかけてくださいました。優しいような瞳に、つややかな頭に、白いひげがとても印象的でした。それ以降はあまりお会いすることはありませんでしたが、私も父を通して彦坂さんのお話を多少伺うことがあり、昔の団員は（わが父親も含めて）大変な戦いの渦中にあったと聞いておりました。今回の彦坂さんのお手紙で、団の弁護士の生きざまがまた新たになったように思います。東奔西走、権力とのたたかいのあるところ団の弁護士あり、という言葉の実践が語られていると感じました。

2 今の活動など

さて、それでは私が、現在どのような活動をしているか、先輩にご報告したいと思います。現在私は、集団事件としてはトンネルじん肺根絶訴訟、首都圏建設アスベスト訴訟、福島原発被害弁護団に参加しています。

トンネルじん肺は、これまでの裁判における和解のスキームを、平成19年の粉じん障害防止規則改正以降の基準とすることに被告ゼネコンの1部が異議を申し述べてきていることが問題になっており、また、トンネルじん肺基金を作って裁判によらない救済制度の確立が課題となっています。粉じん則では、粉じん測定が義務付けられていますが、それで作業場の粉じんが無くなったわけではないにもかかわらず、改正粉じん則に従えば免責されるかのような主張をしています。3陣訴訟で「真摯な謝意」が表明されたはずだったのですが、「法的責任を認めた」ことの意味が被告に十分に理解されていないのではないかと思います。被告企業が拠出して作る基金に反対していることが何よりもこのことを表していると思います。

首都圏建設アスベスト訴訟は、建設作業従事者が扱ってきた建材に大量のアスベストが使用されており、そのために悪性中皮腫、肺ガン、石綿肺に罹患させられたことの責任を国と建材メーカーに追及しています。5月に神奈川での訴訟が残念ながら敗訴しました。東京の裁判も9月26日に判決を迎えます。何としても勝利して新しい石綿救済法と補償制度を作るべく頑張りたいと思います。

福島原発被害弁護団は、2011.3.11の東日本大震災に引き続き発生した福島第一原発事故によって、郷土も、生活も、地域社会も、家族も破壊された被害について公害損害として完全賠償を追求しています。憲法的には「平和的生存権」に基づいて、現在の科学技術水準で安全性が認められず、一たび事故が発生すれば取り返しのつかない大惨事となることが今回明らかになったことで「原発ゼロ」を目指す取り組みにつながっています。まだまだこれから大規模な被害の実相が明らかになってゆくと思います。100人100様の被害の多様な状況

に圧倒され、怒りを覚えながら、少しずつ前進しています。

憲法を暮らしに活かし、二度と戦争の惨禍を引き起こさないよう、後輩もたたかいの中にいます。団の「常に弱者とともにあり」、「大衆運動としてたたかう」精神を身につけて継承してゆくよう頑張りたいと思います。

以上

第26回憲法フェスティバル大成功！

旬報法律事務所 並木 陽介

第26回憲法フェスティバルを、5月19日（土）に開催致しました。新井満さんのトークに始まり、古今亭菊千代さんの落語、制服向上委員会のコンサートと、楽しみながら憲法に触れてもらえる企画になりました。

新井満さんからは、「千の風になって」の誕生秘話（川上耕先生の奥様が亡くなられた際にこの詩に触れ、これに心の底から感動し、原詩にあたって翻訳し、曲をつけたそうです。）や、自らが18歳のときに経験した新潟大震災と東日本大震災、陸前高田市の奇跡の一本松について、歌を交え、笑いを交えて、命の大切さや家族の絆について感動的にお話し頂きました。

古今亭菊千代さんは、平和な世の中でなくては人の心に余裕が生まれず、落語は笑ってもらえないというご自身の思いを語ってくれました。その中で、次々と首相が代わる今の状況では、憲法の創作落語を作ってもすぐに古くなってしまうと落語家ならではの悩みも語りながら、落語をご披露いただきました。

制服向上委員会は、「唱歌の再発見」も掲げて活動しているということで和やかな歌も披露いただきましたが、「ダッ！ダッ！脱・原発の歌」を始めとするアイドルの歌とはとても想像もできない社会を風刺した曲も披露してもらいました（「風刺」というにはあまりあるようにも思いますが、興味のある方はインターネットで検索してみてください。）。比較的年齢層の高い憲法フェスティバルのお客さんは、驚きながらも若い人たちの発信するメッセージを楽しんでくれていました。



高校生の姿に感動したとの感想もいただきました。

憲法フェスティバルは、憲法への招待を合言葉に、26年にわたって憲法の裾野を広げようと活動して参りました。今年の企画は、いずれも憲法のその趣旨に沿ったいずれも素晴らしい



内容で、観客の皆さんからも「命の大切さ、平和の大切さを実感した時間でした。」「平和の大切さについて、再認識することができて、良かった」との感想ももらいました。

もっとも、残念ながら年々観客数が減少しているのを実感せざるを得ません。

今後も、多くの方に憲法の理念を実感してもらおうべく、充実した企画を立ててより広く憲法の裾野を広げてまいります。今年も多くの先生方からのご支援を頂き、良い企画を開催することができました。来年はさらに充実した企画を計画しておりますので、ますますのご支援を頂きますよう、宜しくお願い致します。

以上

新宿駅東口での定例宣伝に参加しました

東京法律事務所 本田 伊孝

5月14日、新歓コンパの集合場所として学生が溢れる新宿駅東口で定例宣伝が行なわれました。

私が所属する東京法律事務所「比例定数削減」に重点的に取り組んでいた事もあり、所員の今泉、中川団員とで街頭宣伝に参加しました。所員3名で計4、50分、「比例定数削減」について、マイクを握っていたと思います。駅前広場は待ち合わせをする若者でごった返していました。わたし達は何とか若い年代の人達に「比例定数削減」問題について知ってもらわなければならないという思いがありました。

そこで、最初に若者の雇用問題から話しをすることにし、特に4月に入社した新入社員、就職活動中の学生に「パワ・ハラは違法行為です。」「給与を一方向的に引き下げることはいけません」と訴えかけ、「自分達に関わる話しをしているんだなあ」と伝えようとしていました。

そして、若者の雇用問題を足がかりに、「若者の雇用が蔑ろにされています。若者の声を国会に届けるためにも、望まれる選挙制度が実現されなくてはなりません」と、選挙制度の話に結び付けていきました。

院内集会で訴えかけをするだけでなく、行きかう人達の前で訴えかけをする貴重な機会となりました。これからも参加します。



憲法を日本のチカラに！

東京の九条の会・大交流会のご案内

旬報法律事務所 島田 修一

3. 11後、自民党を始め多くの政党が明文改憲案を発表、橋下維新の会も9条改正に照準を充てるなど、明文改憲の「混声大合唱団」（坂本修団員）が始まっています。発表に止まらず、参院の憲法審査会は4、5月に3. 11を憲法の角度からとらえ直すとして、「大震災と人権保障」「大震災と統治機構」「大震災と国家緊急権」のテーマで議論し、政府の対応のまずさの原因を憲法が非常事態を予定していないからとして国家緊急権の盛り込みを強く要求する意見が相次ぎました。5月31日の衆院憲法審査会では、自民党は日米同盟を「対等」にするとの名目で集団的自衛権行使を可能とする9条改憲を要求し、自民党以外からも自衛隊の存在と役割の憲法上明記を求める発言が相次ぎました。このように今、明文改憲を「優先的政治目標」とする動きが活発化してきていることに強い警戒が必要であり、そのための「世論への働きかけ」と「草の根からの反撃」が求められています（高田健さん）。同時に、3. 11後、政治をどうどう変えるか、国民は真剣に検討を始めており、「憲法の生きる日本」にどう歩みを進めるかが求められています（坂本団員）。

こうした情勢の最中、九条の会東京連絡会は“憲法を日本のチカラに！”を正面に掲げた標記大交流会を開催いたします。1000名の参加で「改憲阻止」「反動的打開阻止」「憲法こそ出番」を結合させ、その広範な世論を形成していきたいと思えます。団員並びに事務局の皆さん、ぜひご参加ください。当日のプログラムは以下のとおりです。

期日：7月1日10時～16時

場所：正則高校（港区芝公園3-1-36）

9：30 受付開始

10：00 活動するアイドルグループ「制服向上委員会」の音楽

10：30 講演「憲法を日本の力に！」（渡辺治一橋大学名誉教授）

13：00 分散会（10教室）

→テーマ「いま憲法9条をまもる国民の力を急いで強めるとき」

分科会（11教室）→「若者・高校生—伊藤眞さんと語ろう」「教科書・こどもの教育を考える」「九条の会の日常活動」「次世代への継承」「新しいメディアと九条」「伊藤千尋さんと語ろう“九条を世界へ”」「東アジア共同体と内外情勢」「いま沖縄を考える」「橋下ファシズムを考える」「横田基地撤去へ」「反原発」

（文中の高田健さん、坂本団員の引用は大交流会プレ企画での発言です）

「『救援ひろば2012』みんなで交流！」

「みんなで知ろう！いまこそ国民救援会！」 のお知らせ

国民救援会主催の交流会が開催されます。「再び許さない！人権と自由のために」と題して、鶴見祐策弁護士が記念講演を、続いてトーク&うたとして、布川事件の桜井昌司さん、松本恵美子弁護士による素敵なピアノ伴奏が行われます。詳細は以下のとおりですので、是非ふるってご参加ください！

- 日時：2012年7月7日（土）午前10時～午後5時
- 場所：平和と労働センター2階ホール（文京区湯島2-4-4 JR御茶ノ水駅から徒歩10分）
- 参加費500円（ワンドリンク付き）
- 日程
 - ・ステージ1 午前10時～12時
記念講演「弾圧と謀略とのたたかい 再び許さない！人権と自由のために」
 - ・ステージ2 午後1時～5時
トーク&うた 布川事件桜井昌司さん、松本恵美子弁護士
 - ・プレミアム企画
救援会の歴史を語る 斎藤喜作さん（日本国民救援会中央本部顧問）など
 - ・その他、ミニ救援美術展、交流ひろば、事件支援バザー等、

支部創立40周年にむけて

支部創立40周年企画について

事務局長 横山 聡

5月の幹事会でも議論をいたしました。40年といえば人間でいえば「不惑」の年ですが、団体としては「25」とか「50」とかきりの良い数字ではないという感じもあり、どの程度の企画にするか、悩みどころでした。数回幹事会でも議論を重ねた結果、「40年を振り返って50年を展望する」という、多少団員向きな企画が良いのではないかと結論になりました。やはり、50年をどういう姿勢で迎えるか、そのためにもこれまでの団支部の執行部を担ってこられた先輩団員においでいただいて活動を振り返って、若手とともに今後の10年を見据えた取り組みについて話しあう、という座談会を行い、その結果をまとめて報告書とし、かつ、これまで支部ニュースでまとめてきた「先達からの手紙」の文章を添付するという形でまとめることにしました。

その刊行発表も兼ねての40周年記念レセプションを、9月14日に行うことといたします。

若手及び先輩団員の人選は執行部にお任せいただくとして、7月中には座談会を行いたいと思います。これから皆様にお願ひのご連絡を差し上げますが、是非ご協力のほどお願ひ致します

創立40周年を迎えた自由法曹団東京支部へ メッセージ

新日本スポーツ連盟東京都連盟 理事長 萩原 純一

自由法曹団東京支部の創立40周年を心からお祝い申し上げます。

2020年のオリンピック東京招致は、ドーハ、バクーが落選する中、支持率47%、不支持23%（IOC調査データ）という結果ながら立候補都市の選考に残った。この支持率47%（前回56%）は、重大な意味を持っており、石原都知事は、直ちに都民の支持が得られないことを反省して、今すぐ立候補を取り下げる決断をしなくてはならないと強く感じるところです。

前回の石原都知事の「2016オリンピック東京招致」もたくさんのごまかしがあり、オリンピックの根本原則を忘れた招致であることを指摘して、「異議あり！2016年オリンピック東京招致」の輪が広がりました。IOCの視察団の来日に合わせてシンポジウムを開催し、メインスタジアム予定地を視察するIOC委員の到着を待って抗議行動を行ない、IOC委員から反対派との面談を要請されるなど大きな成果を修めました。さらに、開催地を最終的に決定するIOC総会にも代表を派遣して反対の声を伝え、結果は、東京の落選、南米初開催となるリオデジャネイロが選ばれたことで、「異議あり！2016オリンピック東京招致」の運動は大きな成果を得ることができました。これまでの運動の過程で、その力を十分に発揮していただいたのが、自由法曹団東京支部のみなさんでした。

今回は、「ニッポン復活のオリンピック東京招致」を目標に掲げての申請となっていますが、またしても、オリンピックを政治的に利用して、オリンピックの根本原則である「スポーツをすることの人々の権利」の擁護とか「世界の平和に資する」などの目標が全く見えないオリンピック招致となっています。加えて「復興した姿を見せる」などに至っては、「被災した多くの人々を宣伝の道具にしてオリンピックを呼び込む」という姿勢の現れです。貯め込んだ4000億円の使途は、真っ先に被災者支援に、そして東京の防災対策にという都民の願ひが示された47%を厳粛に受け止めるべき。「異議あり！2020オリンピック東京招致」の闘いを広範な人々に呼び掛け、開催地が決定する来年9月7日のIOC総会まで粘り強く大きな運動に広範な人々に、最後に、都民だれもが豊かな暮らしを保障されるように、あらゆる分野で自由法曹団東京支部がその先頭になって幅広く活躍されていることに、いつも大きなエールを送り続けています。

社会的弱者の立場に立ち，社会的弱者のために活動する～新人紹介

東京合同法律事務所 樋谷 賢一

このたび，自由法曹団に加わらせていただいた，東京合同法律事務所の樋谷賢一と申します。

私は，大学卒業後に，約7年間，クレジットカード会社に勤務しました。在職時には，会社（企業）と会員（一般市民）との間には，情報量・交渉力等において圧倒的な格差があること，それ故に会員（一般市民）が不利益を被ることが多いこと，を痛感しました。そういった理不尽さを上席に訴えたこともありましたが，当然のことながら，受け入れられることはありませんでした。

このような経験から，私は，社会的弱者の立場に立ち，社会的弱者のために活動する法曹になりたいと思っています。

私は，ロースクール在学中に，東京合同法律事務所にエクスターンシップ生として派遣されたことがあるのですが，その時に見た諸先輩方の活動は，まさに自分が法曹として関わってみたいと思うものばかりでした。また，そのような活動に，積極的に，生き活きと取り組んでいる姿勢に，とても惹かれました。エクスターンシップ中には，準備中だった外環の2訴訟の弁護団会議にも参加させていただき，上田誠吉先生にお目にかかることもできました。当時，上田先生は，それなりのお歳だったと思いますが，行政（東京都）と争う姿勢やしっかりした口調がとても印象的でした。会議の後に，上田先生から「頑張りたまえ」とお声がけいただいたことを，今でも昨日のように思い出すとともに，頑張ろうという気持ちになります。

事務所入所後は，家族関係等の一般的な事件からマンション管理組合内の紛争といった風変わりな（？）事件まで，多種多様な事件に取り組む一方，「生業を返せ，地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団やB型肝炎訴訟弁護団等の弁護団事件にも取り組んでいます。特に，弁護団事件では，被害者の方の話聞くたびに，その被害者の背後には声を上げていない（上げることのできない）多数の被害者が存在すること，そのような被害者も含めて救済するためには，被害者の声を集めて社会に訴えるとともに，行政にも働きかけていくことが重要であることを実感しています。

先日は，自由法曹団の5月集会に参加させていただきましたが，全国各地から500人を超える参加者があり，その参加者同士が真剣に議論をしている様子は，とても刺激的でした。毎年，このような大規模な集会が開催され多くの団員が集まること，同じ問題意識を持った団員が多数いること，そのような団員同士が真剣に議論できることは，自由法曹団ならではのと思っています。また，自由法曹団のメーリングリストやFAXニュース等では，最新の政治情勢や訴訟の動向等を知ることができ，大変勉強になっていますが，このような情報を一早く入手できることも，自由法曹団ならではのと思っています。

東京合同法律事務所は，歴史的にも自由法曹団との関わりが深く，現在も複数の先輩弁護士が，本部・支部で様々な活動に携わっています。私も，諸先輩方を見習いつつ，団員として様々な活動に携わっていきたいと考えています。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

事務所紹介～渋谷共同法律事務所

渋谷共同法律事務所 牧戸 美佳

当事務所は、1976年4月、世田谷の三軒茶屋に「世田谷法律事務所」として創設されました。その5年後（1981年）、渋谷に事務所を移し、「渋谷共同法律事務所」と名称を改め、現在に至ります。創設当初は、所員は弁護士3名、事務局2名でしたが、現在では、弁護士12名、事務局7名にまで増え、また、来年1月には、新たに新65期の弁護士1名を迎える予定です。

当事務所では、創設以来、所員一同、①「地域の皆様のさまざまな法律問題の解決に力を尽くす」、②「全国どこでも働く人々や女性、国民への権利侵害とは断固たたかう」、③「平和、民主主義の諸課題に積極的に取り組む」ことをモットーに活動しています。

①としては、世田谷、目黒の地域の住民、中小企業、団体、労働組合等の要請に応えるべく、地域や各団体への出張相談を積極的に行うなど、地域に根ざした活動を行っています。また、地域の大型事件にも取り組んでいます。二子玉川地域の再開発問題、烏山開発問題、三軒茶屋の再開発問題、世田谷国家公務員法違反事件などに所員の多くが携わっています、さらに、今年からは、地域の方々を対象とした市民講座を開催し、身近な法律問題についての講演なども行っています。

②として、地域の要請に限定されない様々な人権活動にも取り組んでいます。兼松・岡谷等の男女差別労働事件、布川・袴田等の冤罪事件、水俣病やアスベストや大気汚染等の公害訴訟、HIV訴訟、原爆症訴訟、中国残留孤児訴訟、生存権裁判等々、所員の活動は多岐にわたります。最近では、原発関連の訴訟に携わっている弁護士も多くいます。

③としては、所員が各々、弁護士会や、自由法曹団等の民主的団体の活動に積極的に取り組んでいます。また、年1回、「憲法のつどい」を開催し、所員が携わった憲法に関する事件を素材として憲法の学習会なども開催しています。

上記のような多種多彩な活動をしている事務所ですが、事務所の雰囲気はというと、とてもアットホームです。弁護士12名中5名が女性弁護士で、女性にとって働きやすい事務所でもあります。年1回の忘年会は、特に和気あいあいとしています。場所はその年々の事情によって、事務所の会議室だったり、カジュアルレストランだったり、ちょっとお高めの日本料理店だったりしますが（ちなみに昨年末はセルリアンタワーでフランス料理でした）、所員の家族も参加して行われるので、いつもとても賑やかで温かいです。

混沌とした社会情勢が続いていますが、創設以来のモットーを忘れずに、所員一同、これからも地域の方々を含め多くの方々のご要望に応えられるよう、より一層努力していきたいと考えています。

三多摩幹事会のご案内

事務局長 横山 聡

1 今年もやります！三多摩幹事会

毎年、このところ6月に定着している観のある団支部三多摩幹事会ですが、そのとおり、今年も以下の通り**6月20日**に八王子で開催します。

かねてから「三多摩地域の活動にももっと取り組まねば」「三多摩格差を許さない」と（少なくとも気持ちの面では）三多摩地域の活動をもっと支援したい、昨年のサマーセミナーでの経済的な三多摩格差問題を東京全体の問題として考える必要があるなどと考えてはいるのですが、いかんせん三多摩地域の方からあまりラブコールがない（なんとすれば支部への事務局次長一人出してもらえない）状況です。ここは頭を垂れて三多摩での幹事会を開催させていただくことにいたしました。なお、以下の通り三多摩関係の報告を沢山用意していただきましたので、通常の幹事会のテーマは1時間30分程度で切り上げるほかありません。陸上自衛隊のレンジャー行進訓練問題や、比例定数削減問題など課題は目白押しですが、頑張っって充実した議論にしてゆきたいと思います。

6月20日団支部多摩幹事会要領

- 1 場所 八王子・クリエイトホール「生涯学習センター」第2学習室
(八王子市東町5番6号 Tel 042-648-2231)
- 2 時間 午後2時～5時（なお、午後1時から45分間、八王子駅前街頭宣伝行動をやりますので、こちらにもぜひご参加ください。）
- 3 多摩地域の報告
 - ① 上原元国立市長賠償請求事件
 - ② 八王子「そごう」撤退に伴う問題
 - ③ 横田基地問題～第2次新横田基地公害訴訟
 - ④ 弁護士会多摩支部「貧困プロジェクトチーム」の活動
 - ⑤ その他弁護士会多摩支部独立問題など

4 その後、懇親会を実施します。こちらだけでもご参加ください。

会場：「風」（クリエイトホールから徒歩2分程度：042-644-9192）

多数の皆様のご出席をお待ちしています。

以上

サマーセミナーの告知

1 今年のサマーセミナーについて

「知は力なり」をキャッチフレーズとして、毎年開催していますサマーセミナーですが、今年には支部設立40周年との関係で、日程的に開催自体どうするか、決めかねていましたが、40周年企画が固まり、それならば時間が得取れるのではないかと、開催を決めました。

ことしの講演は2題で、一つは「構造改革の現状と取り組みの状況について」です。さまざまな形で進められている構造改革について、状況を理解し、反撃するについてこちらの構えと対策なども議論できたらと思います。

もうひとつは、まだ確定ではありませんが、ともすると原発事故で隠れがちの「東京の防災」について、知識を深め、議論する必要があるかと思います。現在、講師を依頼していますので、確定したらご報告します。オリンピック招致でも「東京は震災についても安全だ」と堂々と書いてありますが、実態としてどうなのか、どうすべきなのか、是非知識を深め、議論したいと思います。実施要項の大筋は以下の通りです。多数団員のご参加を期待しています。

- | | |
|------|---|
| 1 日時 | 8月24日午後1時～25日午前12時（予定） |
| 2 場所 | リゾーピア熱海
〒413-0012 静岡県熱海市東海岸町 13-93 電話番号 0557-83-7134 |
| 3 会費 | 1万7000円 |

多数の皆様のご参加をお待ちしています。

以上

支部幹事会議事録

出席者 11名

1 5月集会

・プレ企画

支部活動について

本部がある以上、東京支部が独自性を出すのはなかなか難しいところがある。本部と協力しながらやっていく。

各事務所の財政問題、後継者育成問題

本部のアンケートの中からは、財政が厳しくなっていることは出てきているが、団としての対策は講じようがない。それぞれの工夫について紹介するなどが有意義か。ただ、大勢の前で率直に言うわけにはいかないもので、やり方に工夫が必要。

・全体会

時間がたりなかった。大学の先生に70分は短いのではないかと。原発についておもしろい示唆も

受けた。

- ・改憲分科会

秘密保全法について、各地域で取り組みが行われている。弁護士会がかなり中心になっているので、協力した形で行われている。

沖縄をめぐる国際的な問題-本土と離れているので、分断される形になっていくのはまずい。本土から沖縄に対する意識を強めていくことが必要

- ・比例定数分科会

3日後に何が行われているかわからない状況。幹事長が、小選挙区5、比例定数10削減で案を出してきた。何らかの根回しがなされているのではないか。小選挙区は一票の価値の関係できるしかないが、消費税のために身を切ると言った以上、10程度削減しないといけないのでは、という感覚か。

会期は大幅延長されるのではないかという声が出ている。

5月30日の集会を大成功させる必要がある。

小選挙区制をなくしていかないといけない、という結論。

- ・橋下問題

全体的な課題として取り組む必要がある

- ・震災分科会

宮城、岩手、福島の人々の発言が中心で非常に良かった。

国・行政のサボタージュ。生活再建、営業再建に必要なものを準備しない。二重ローンの対策もほとんど役に立たない。

国が個人の生活を保障するのは憲法違反であるという議論があって、それが障害になっている。

しかし、住宅は人の生活の基本財であり、国がそれを守ることは要請されるのであるから、団が具体的に提起して取り組んでいくことが必要。

- ・地域主権改革分科会

宮崎県綾町町長、国土交通省労働組合副委員長、尾林団員がパネラー。

国なり県のやっていることは、住民自治・団体自治に逆行している。国の出先機関を廃止することについては絶対反対。

各地をオルグしてまわって、九州ではかなり反対の意思表示をする地方議会が増えている。

地域主権改革で住民の生活と命が削られることになるので、基礎自治体がかんばらないといけない。

団のリーフを活用して広げていくことが重要。

2 比例定数削減問題

坂本修団員が新しいブックレット「比例定数削減か民意の反映か—明日のための今日の選択—」を作成した。価格1冊350円。但し、10部以上の注文のときは1冊300円。申込み先、東京法律事務所内 坂本 修 FAX 03 (3357) 5742、新協出版社 FAX 03 (3814) 7773。他の先生の寄稿なども入っている。多数普及してもらいたい。

5月28日 坂本団員、上條団員が東京9条の会大交流会プレ企画で講演。

5月30日 学習総決起集会

3 憲法問題

憲法審査会が始動。改憲法案を出そうという動きがある。

一院制の提案。市民の支持は一定程度得ているようだ。何も決まらない、何も進まない原状に対するいらだち。

自民党草案が出された。国防軍、集団的自衛権の明記。権利の部分は何でもかんでも入れられている（例：犯罪被害者の権利）。一度整理して、理論武装する必要があるのではないか。

5月3日の報道では、震災との関係で国家緊急権が強調されていた。ばかにされるような話だが、警戒する必要があるのではないか。

4 共通番号、秘密保全法

共通番号制は法案として出ているが、特別委員会から外されているので、審議されていないところで止まっている。

共通番号制はかなりお金がかかる。住基ネットがきちんと動いていれば処理できていることを問題になる。番号を一つ打ち込めば、その人の情報が全部出てくる。これが秘密保全法とセットになったときには、すべての情報が国にのみ握られることとなる。

支部として勉強会を行う必要があるのではないか。

5 震災・原発

自殺した人について提訴。東電に話し合いを申し入れたが、正面から拒否された。埋もれた被害を発掘する意味も含む。

当面の生活費を得る必要があるのでADRを使う人もいる。最近では、後日の請求を留保させることもできるようになってきているが、もめることも多いようだ。

6 多摩幹事会（6月20日）

八王子クリエイトホールを予約済み。2時～5時

多摩地域の事件報告をメインに行う。3時から。

街宣については、年金者組合と新婦人に要請できるか。原発を中心に活動しているので、そこを取りかかりにする。机を並べるのは難しいだろう。

1時にJR八王子駅ブリッジ集合。マイク、ノダパンフは八王子合同から。

7 40周年企画

9月14日、プラザエフ

何人かを集めて座談会形式でまとめ、9月14日のレセプションにおいて刊行したい。

坂本修、四位、田中隆、島田修一（司会）、若手を3～4人。

解散総選挙が行われている可能性はないか？ 幅を持たせて予定しておく。

8月14日からキャンセル料発生。

30周年のとき、若手を集めて座談会を行い、5月集会で配った。

8 サマーセミナー

東京都の防災問題、都市づくりの技術的な部分を補足してくれる人がいれば。科学者会議に当たってみる（横山）

2日目・基礎からわかる地域主権改革 尾林団員に伝達済み

8月24日～25日 リゾーピア 参加費：1人1万7000円

9 都政

・規制緩和

保育園の1児童あたりの床面積の縮小、介護施設の廊下縮小など。都は進めようとしたが、各区での突き上げがあり、あまり進んでいない。新婦人などの働きかけが効を奏しているのではないか。

・オリンピック

オリンピックについての意見交換会（7月10日）。候補都市が5から4にしばらく（今日？）。スポーツと人権ということになると、全都民的な問題ではない。都民の生活に結びつける必要があるのでは。

・築地、外環

築地移転問題については、民主党が条件付きで賛成した。

外環の2について、弁護士から支部で位置づけてほしいという要望。開発の口実としてオリンピックが出てきている面が強い。

・尖閣

寄付の募集要項を入手する必要がある。

日本が実効支配している尖閣について、何を騒いでいるのか、解明する必要。外国が実効支配している北方四島や竹島について、攻め込んでいくというのなら話はわかるが。

10 若手学習会（7月25日）

貧困・追い出し屋 林

刑事事件 名張の弁護士から誰か推薦してもらおう。伊藤和子団員に話をする。

今後の予定

※8月23日の幹事会は中止

- ・5月30日18時30分～ 比例学習決起集会
- ・5月31日12時15分～12時45分 全労連・東京地評の地裁高裁行動
- ・6月20日 多摩幹事会
- ・7月1日 東京「9条の会」大交流会

分散会が10、分科会が10。進行する人と警備を出してほしい。

警備担当：枝川、酒井（午前午後で交替）、中川（一日参加）

- ・7月10日1時半～ オリンピックについての意見交換会@団本部
- ・7月11日17時～ 渋谷街宣 もやい像
- ・7月25日17時30分～ 若手学習会
- ・8月24日～25日 サマーセミナー

支部メーリングリストに是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**dantokyodream.com**のアドレスに送ってください。

日誌

5月11日～6月7日

- | | |
|--------|---------------------|
| 5月11日 | 共同センター街頭宣伝 |
| 12日 | 団原発問題事務局会議／団市民問題委員会 |
| 18日 | 新宿街頭宣伝・相談会 |
| 19～21日 | 宮崎・五月集会 |
| 23日 | 支部幹事会 |
| 24日 | 東京共同センター幹事会 |
| 6月4日 | 支部事務局会議 |
| 6日 | 都民生活要求実行委員会 |
| 7日 | 団労働問題委員会／団原発問題事務局会議 |



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ

NEW

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

★多くの先生からのご要望を受け、今年度から制度ラインナップに追加！

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

NEW

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<月払保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、・職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<月払保険料表>

団体割引25%、業種級別1級、保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

	対象期間：70歳まで			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03(3349)3240

(SJ11-07214、平成23年10月27日)